

【機密性 2】

裁判員経験者と法曹三者の意見交換会

日 時 令和 2 年 1 月 1 6 日 (木) 午後 1 時 3 0 分から午後 3 時 3 0 分まで

場 所 千葉地方裁判所大会議室 (新館 1 0 階)

参加者等

司会者 金子 大作 (千葉地方裁判所刑事第 3 部判事)
裁判官 鬼頭 忠広 (千葉地方裁判所刑事第 3 部判事補)
検察官 泉川 健太郎 (千葉地方検察庁検事)
検察官 寺田 しずほ (千葉地方検察庁検事)
弁護士 飯田 晃久 (千葉県弁護士会所属)
弁護士 川本 雄弥 (千葉県弁護士会所属)

- 1 番 裁判員経験者
- 2 番 裁判員経験者
- 3 番 補充裁判員経験者
- 5 番 裁判員経験者
- 6 番 裁判員経験者
- 7 番 補充裁判員経験者
- 8 番 裁判員経験者

議事要旨

別紙のとおり

【機密性 2】

(別 紙)

【司会者】

本日はお集まりいただき誠にありがとうございます。私は、千葉地方裁判所刑事第3部で合議体の裁判長をしております金子大作と申します。よろしく願います。この席には裁判所から1名、そして検察庁及び弁護士会からはそれぞれ2名ずつ御出席いただいておりますので、簡単に自己紹介をしていただくと思います。

【鬼頭裁判官】

こんにちは。裁判官の鬼頭と申します。左陪席裁判官として、裁判長から見て左に座っている裁判官です。合議体の3人の中では一番若い裁判官です。よろしく願います。

【泉川検察官】

千葉地方検察庁の公判部で検事しております泉川と申します。よろしく願います。ふだん裁判員裁判を担当しておりますので、いろいろ御意見を伺えればと思っています。

【寺田検察官】

同じく千葉地方検察庁の公判部で検事しております寺田と申します。私たち当事者である検察官と弁護人は、なかなか裁判員の皆様から直接お話を伺う機会もないので、このような貴重な機会を本当にありがたいと思っております。本日はよろしく願います。

【飯田弁護士】

千葉県弁護士会の弁護士の飯田晃久と申します。本日はどうぞよろしく願います。

【川本弁護士】

同じく千葉県弁護士会所属の弁護士の川本雄弥と申します。本日はよろしく願います。

【司会者】

これから経験された事件の内容等についてまず私の方から簡単に御紹介し、経験者の皆様から一言感想をいただきたいと思います。皆様から伺いたいのは、裁判に参加してみて、故意とか共謀、密輸の認識、あるいは殺意とか、そ

【機密性 2】

ういったものの判断を迫られたお立場として、当時何か困ったことはなかったか、裁判官の振舞い、言動などについてちょっと受け取りにくいところはなかったか、あるいは法廷で審理をしていく中で、検察官の活動内容、説明、証拠の読上げ、証人尋問とか、そういったものについて何か分かりづらく、後々裁判官に説明をしてもらって分かったとか、そういう体験をお持ちでしたら是非伺いたいと思います。そして、弁護士の活動に関しても同じような疑問を持ったことはなかったかどうか、何かその辺りで思いつくことはなかったか感想をお聞きし、その後、審理期間について御意見、御感想を伺いたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

それでは、まず1番の方の担当された事件について簡単に御紹介いたします。事案としては、お金を稼ぐ目的で来日していた被告人が仕事の手配を受けていた被害者とけんかになって憤慨し、自宅アパート敷地内で殺意をもって被害者の胸部を包丁で突き刺すなどしてけがを負わせたけれども、殺害は未遂に終わったという殺人未遂事件と伺っております。事件の争点は、殺意の有無、具体的には検察官が主張する犯行態様が認められるかどうか、関係者の証言が信用できるかどうか、ここが争いだったというふうに判決などを読みますと理解できるころであります。結論としては、関係者の供述の信用性に問題がある一方で、被告人の供述はうそだと排斥することはできず、殺意には疑いが残るという結論に至ったという判決が出ているところです。

このような事件に関わり、参加していただいた1番の方から一言感想をいただきたいと思っております。

【1番】

よろしく願いいたします。私が担当した裁判というのは、結論として傷害でした。裁判という法務関係の仕事に初めて関わり、短期間、具体的には5日間だけだったと思うんですけども、理解の面で問題はなかったように記憶しています。今回参加して、裁判員裁判というものが非常に身近なものになったというふうに思っていて、貴重な体験をさせていただいたというふうに思っています。

【司会者】

それでは次に、経験者2番の方に参加していただいた事案について御説明し、

【機密性 2】

判決の内容等にも触れたいと思います。

パーソナリティー障害のある被告人が、家族や信頼していた友人との関係が途切れて就職もできず、お金にも困ったことなどから精神的に追い詰められ、自宅付近の公園で5人の被害者を包丁で刺したり、バットで頭を殴ったりするなどし、無差別殺人に及ぼうとした事件であるとして起訴されたと伺っております。

この事件については、こういった事件があったということ自体には特段争いがあるわけではなかったけれども、被告人が自分は体を操られていたから殺意がなかったというようなことを述べ、弁護人も同じように主張し、これに対し裁判所は殺意があったと認められると判断したということです。また、責任能力とって、自分のしていることがよく分からなくなっていたのではないかというような主張もあったけれども、これに対し、そのような事情がなく完全責任能力であるという判決に至った事件であると伺っております。

それでは、2番の方からもこの事件を振り返って何か感想を伺えたらと思います。いかがでしょうか。

【2番】

この事件は非常に白黒がはっきりついているというか、全く面識もない人に対する通り魔事件なので、被告人が犯人であるということはもう疑いもない、要するに被害者側に全く何も落ち度のないような状況で、そこは別に何の問題もなかったんですが、今説明されたように責任能力の問題というのが出てきてまして、それに関し精神科の先生が説明をしてくれたりしたのはたんですけど、ちょっとその辺が非常に理解しにくい部分がありました。

精神科の医師の見立てについて、精神医学に関して全く素人の人間がそこを一つ判断するというのもどうなのかなと思ったことはありましたけれど、大筋としては非常に分かりやすい裁判だったのかなと思います。ただ、日程が非常に長かったので、疲れたというのが感想です。

【司会者】

どうもありがとうございます。それでは続きまして、3番の方が担当された事件は、殺人、死体損壊、死体遺棄という事件ですけれども、造成地でかねてから土地造成工事をめぐってトラブルのあった被害者の言動にひどく怒って、殺意

【機密性 2】

をもってその頭部、身体を鉄パイプのようなもので殴り、その場で死亡させたとして殺人事件として起訴された事件と、その被害者の体を燃やしてしまったということで起訴された死体遺棄、死体損壊事件であったというふうに伺っております。

この事件では、殺意の点、つまり人が死ぬ危険性が高い行為をそれと分かっているかといえるのかどうかということが争点だったというふうに判決などを見て把握しているところであります。結果としては、被告人に殺意があったと認定するには合理的な疑いが残るから、傷害致死罪の限度であるという判決が出ているところです。

このような裁判に参加していただいたわけですが、何か振り返って感想のようなものを伺えたらと思いますが、いかがでしょうか。

【3番】

この事件では、証拠が不十分ということで、結局傷害致死罪になりました。被害者は、クレマーと言われている人ということで考えるところもありました。

【司会者】

それでは次に、5番の方が参加された裁判員裁判事件について御紹介いたします。

住居侵入、強盗殺人事件で、無職の被告人が遊び金など欲しさに共犯少年を誘い空き巣を繰り返したり、無免許で車を危険運転してひき逃げ事故を起こしたりして金に困り、多額のお金を隠し持っていると思われた独り暮らしの高齢女性宅に共犯少年2名とともに強盗に押し入ることを共謀し、その女性宅に押し入って首を絞めるなどの暴行、脅迫を加えて現金を奪おうとしたけれども、女性は金のありかを話さず、その言動に怒った共犯少年2名とともに女性の殺害を共謀して殺害してしまった事案で、共謀の点が争われた事件であり、判決では、この起訴された少年である被告人が殺人の共謀があったということはできないという判断に至ったというふうに伺っています。

何か振り返って感想のようなものがありましたら伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

【5番】

今司会の方がおっしゃったように、共謀が成立するかどうかという点が争点

【機密性 2】

だったんですけれども、結論が出るまでに相当時間がかかりました。事実関係についてはほとんど争いがなかったです。細かいところはともかくとして、大筋としては争いがなかったし、それから強盗、殺人以外の事案についても争いが無い。そういうところの事実認定は比較的スムーズにいったんですが、共謀の有無については意見が分かれていました。

【司会者】

ありがとうございました。この事件は、刑罰として懲役20年ということでした。いろいろ量刑の問題からも悩まれることが多かったと思います。

それでは次に、6番の方が担当された事件を御紹介します。暴力団の関係をめぐる、縄張りやメンツ等をめぐる暴力団同士の対立を背景として、二人の被告人がいた事件です。被告人のうち一人が制裁のために別の暴力団の幹部を射殺しようと考えて、もう一人いた共犯者である被告人と協力して役割分担し、拳銃によって射殺しようとしたが、それができず未遂ということで起訴され、そのほかにも詐欺事件や覚せい剤、大麻取締法違反関係の事件、あるいは拳銃を持っていたという点も起訴された事件というふうに伺っております。

この事件では、この二人の被告人の間に殺人未遂であるとか、拳銃所持、銃刀法違反に関する共同正犯が認められるのか、共謀が認められるのかということが争点と伺っております。結果として、共同正犯は認められず、被告人のうち一人については幫助犯、つまり助けたという限りで認定されたというふうに伺っております。

この事件を御担当になってどんなことを思われたか、よろしく願いいたします。

【6番】

私が担当した事件は、今裁判官からお話のあった暴力団の2次団体の縄張りかけたメンツ争いでした。

争点となったのは、被告人のうち一人が本部からの指示で殺人未遂をしたのか、そこが一つ争点でした。二つ目の争点は、もう一人の被告人が発信器を相手方の車に取りつけたのが共同正犯か幫助かということでした。

被告人質問についての感想として、組長の方が見るからに怖かったです。最初検察官がいろいろ聞いていたんですが、評議の時によく分からなかったという

【機密性 2】

部分があり、何が争点だったのか、登場人物もたくさんいて自分の中で頭を整理しても分からなくなったことがありました。

一生に1度やるかやらないかの裁判員裁判に参加させていただいて、自分の中で非常にいい経験になったと思います。これからの人生の中で役に立てたいと思います。

【司会者】

どうもありがとうございました。後々皆様にも伺いたいと思っているポイントが幾つか出てきました。証人尋問を聞きながら分からなかったことはないかとか、被告人質問のときの様子でちょっと困ったことがあるとか、あるいは法廷でやった内容というのがなかなか頭に残りづらいといった点です。例えば頭に残りづらいという事情としては、難しいということもあるでしょうが、今お話にあった怖いとか、緊張してしまったとか、いろんな事情があると思います。そういったことについて、皆様がどうやって解消されたのか、あるいは乗り越えていったのかというようなことも後々感想を伺いたいと思っています。

それでは次に、7番の方の御担当になった事件を御紹介いたします。7番の方と8番の方は、同じく覚醒剤の密輸関係の事件だったというふうに伺っております。

まず、7番の方ですけれども、密輸組織の一員から指示を受けて、覚醒剤が隠匿されたスーツケースを日本に持ち込もうとしたけれども、税関検査で覚醒剤が発見されてしまった覚せい剤取締法違反、関税法違反の事件であったというふうに伺っております。

争点としては、このスーツケースの中に何が入っているのかということについて、隠されているのは宝石の原料となる石の粉末だというふうに聞かされていたから、覚醒剤とは知らなかったという主張をしていた事件とのこと。最終的な結論としては、被告人はそのような覚醒剤を含む違法薬物が中に入っているということについての認識はあり、関係者との共謀もあるということでの罪の判決に至った事件と伺っています。

それでは、7番の方に何か感想などがありましたら伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

【7番】

【機密性 2】

裁判員裁判というものを初めて体験させていただいて、裁判というものを間近で見ることが初めてだったので、非常に緊張しましたが、大変いい経験になったと思っています。被告人に対して判決をするということは、その方の人生を非常に大きく左右するということであり、自分の考えが影響するということの重要性に対して非常に緊張しました。そういう意味では、いかに公平で広い視野で意見を述べるかということがとても大事なのかなと思って努力しました。ふだんの生活とは違って、本当に公平であるということを念頭に置きながら物を考えるという経験をさせていただいたことが大変いい経験だったなと思っています。

【司会者】

どうもありがとうございました。それでは、御紹介としては最後になりますけれども、続いて8番の方からもお話を伺いたいと思います。

8番の方の事件は、外国から日本に覚醒剤930グラム余りが入ったスーツケースを持ち込んだ被告人が成田空港の税関で発見されたという密輸事件であったと伺っています。争点は、スーツケースの中に覚醒剤を含む違法薬物が隠されているかもしれないと思っていたかどうかということです。そして、判決の内容としては、最終的には被告人の主張、弁護人の主張について採用されることはなく、被告人はそのようなものが含まれている認識があったということで有罪判決を受けるに至った事件と伺っております。

これまで同様、何か全体について経験された上での感想等がありましたら伺いたいと思います。

【8番】

全体的な感想としては、とりあえず貴重な経験をさせていただいたというふうに思っております。裁判自体は、その都度、裁判長から公判の度にこういう内容を審理しますという説明もあり、非常に分かりやすい形で裁判自体は進んでいったので、私自身も非常にやりやすかったです。ただ、最終的に刑期、刑罰を決める部分においては、7番の方と同じように自分たちでその刑期を決めるということがふだんないため非常に不安はありました。

【司会者】

どうもありがとうございました。今皆様から御感想を伺いまして、いろんなこ

【機密性 2】

とが話題として出てきたところではありますけれども、その中で幾つかを拾い上げながら、なるべくたくさんのことについて伺っていきたいというふうに思っているところであります。

それでは、まず裁判についてそれぞれかかった時間というのはいろいろあったと思います。非常に長くかかった方、たくさん証人、例えば10人という人数を調べた方もいれば、法廷で話を聞いたのは被告人一人であるという事件もあり、人によって様々ですがその辺から少し御意見を伺ってみようかと思えます。

3番の方はかなりたくさん証人を調べることになった事件ではなかったかと思いますが、そのような理解でよろしいですか。

【3番】

はい。

【司会者】

何かその中で御苦勞を感じたとか、ここはちょっと困ったとか、あるいはもっと短くならないのかなとか、あるいはこれでも足りないと思ったとか、そういうふうに審理の日数とか、証人の数とか、何か感じた点はございませんか。

【3番】

証人に呼ばれたのは、直接担当した警察官の方ですとか、共犯として捕まったもう一人の方ですとか関係者だったので、人数として特に多いとは思いませんでした。いろんな人からこういう状態だったということを知ったので、特に多いという感じはしなかったです。

【司会者】

ありがとうございます。それでは、御自身が経験された事件の審理の期間とか、評議の時間の長さについて、ちょっとこれは余計なのではないかとか、あるいは、これは正直もうちょっと時間があつた方がよかつたと、何かそういう御感想を持たれた方というのはいらっしゃいませんか。例えば、審理の時間についてもうちょっとあつた方がよかつたとか、あるいはちょっと長過ぎる、休憩が多過ぎるとか、そういったことも含めて何かお感じになった方はいらっしゃいませんか。

【2番】

私が担当した事件について、去年の1月に選任手続が始まり、2月まで約1か

【機密性2】

月間の間に十一、二回位こちらに来ました。責任能力の認定についていろいろ精神医学的な見地からということもあったんでしょうけれど、やや評議の日数が多かったかなと思います。事実認定であるとか、その辺に関しては全く争点になっておらず、責任能力があるかどうか争点でしたが、精神医学的な見地というのがちょっと分かりづらかったです。評議はもう少し少なくてよかったんじゃないかなとは思いました。

【5番】

私としては、開廷の合間に適宜な休憩が入って、非常にありがたかったという気がしております。

【司会者】

どうもありがとうございます。休憩という話、審理のペース、進め方ということについて、この位の休憩の入れ方がいいのではないかと等いろいろ考えたりもするんですが、法廷で審理をしながら一日中裁判員として従事するというのは日常生活では普通ないことなので、今お話のあった休憩のとり方に関し、困ったことや、あるいはもうちょっと休んだ方がいいのではないかとか、何か思い出してみても御意見、御感想のある方はいらっしゃいますか。

【1番】

それぞれの評議だとか、法廷での審理だとか、いろんな時間の制約というか、それはどの位時間かけるとか、何かそういうルールというか規定は最初から決まっているものではないんですか。そういうことから時間がかかったとか、長かったとか出てくると思うんですけども。

【司会者】

その点について御説明いたします。例えば、最初の証拠書類の読上げにはこの位かけるものだとか、証人にはこの位聞くものだとか、そういった一般的なルールがあるわけではありません。どのような事実を立証するかということがまずあって、そのためにはどういう証拠が必要なのかという次の判断があり、その上でその証拠を調べるにはどの位かかるかということを考えます。

したがって、例えば、殺意が問題となるような事件についてはこの位でやるものだというようなことはあまり考えていないところです。必要な証拠があれば必要なだけ取り調べということを裁判の準備では行っています。証人尋問に

【機密性 2】

関しても、聞くことが多くなればそれだけ時間もかかる、そういったことを準備の中で検察官や弁護人と裁判官が協議をしているという感じですか。

【1番】

それでは、実際審理をしたり、それから協議したりして、当初の時間を超えて翌日になったとかいうことも実例としてあるんですか。

【司会者】

私自身が別の裁判所で経験したことですけれども、審理の日程が半日後ろに倒れてしまったということもありました。逆に数時間早く終わってしまったということもありました。最初はあくまで予定を立てるところで皆様をお呼びしていますので、進捗次第で伸び縮みが生じ得ます。

【1番】

私の場合は時間内で、どちらかといえば早く終わってしまったので、当初からそれを時間的な制約があって、それに合わせて進行されたのかなというふうに思っていました。

私の担当したのは結果的には傷害の事件です。殺意があったかなかったかというのが唯一の争点でした。事件の経緯や被告人と被害者の関係については、事前に裁判官から説明いただきその点は分かっていたんですけれども、もう少し時間をかけてこの事件の動機の分析をした方がよかったんじゃないかというのが一つあります。そして、事件発生の原因に関し、弁護士の方や検察官の方の説明において刺した、刺されたという状態、状況を法廷の中で実際実演というか見せていただいたのですが、殺傷に至る前のその経緯についてもっと重視してきちっと協議すべきでなかったかというふうに思っていました。

【司会者】

どうもありがとうございます。お話が争点の中身といいますか、どうやって判断したらいいかすごく悩みがあったというようなところに及んでいたと思います。今1番の方からの御指摘は、殺意というものを考えていく上では刺し方とか刺され方とかいうこともあるだろうけれども、もっと背景事情に自分としては思いが及んでいて、もうちょっと証拠が欲しかったなとか、話合いが欲しかったなということだと思います。

皆様の御担当された事件によって争点はばらばらなので、例えば、密輸だった

【機密性 2】

ら密輸の認識を考えていく上で何か困ったことはないかとか、あるいは、共謀についてであれば、こういった点がもうちょっとあったらよかったとか、あるいは十分だったとか、その辺について御感想があったら伺ってみたいと思います。

【7番】

私の場合は密輸事件だったんですが、評議であるとか審理に関しては検察官がそれを証明する責任があるから、検察官の出した証拠に基づいてしか意見が言えないというようなことを言われた記憶があって、もっと背景についてとか、もっとこんな証拠について知りたいなと思ったけれども、それは検察官が出していない証拠の部分だから意見が言えないみたいなことを言われた記憶があるんです。なので、もうちょっと知りたいなと思ったこともあったのは事実です。

【司会者】

今のような御感想、あるいは、それ以外の観点からでもいいですけども、御自身が担当された裁判の問題点を考える上で困ったこととか、こうした方がよかったんじゃないか、あるいは皆様が困った、悩んでいるなという時にちゃんと皆様に裁判官が御説明できていたのかとか、争点の内容について分かるような審理ができていたのかどうか、その辺も含めて何か感想等があれば伺いたいと思います。

【6番】

私が担当したのは暴力団の縄張り争いだったんですが、争点となった共同正犯と幫助について、その差がよく分からなかったです。

【司会者】

今の御指摘は、共同正犯と幫助犯の境目がどこにあるのかというのが審理をする中でうまくつかめなかったという感じですか。

【6番】

そうですね。

【司会者】

例えば、検察官の主張、冒頭陳述とか論告、弁護士の弁論とか冒頭陳述もあったと思うんですが、そういったものを耳にしたところで、そこはこういう意味の違いがあるんだとか、実態としてこんな違いがあるんだなということがあまりよく分からなかったということですか。

【機密性 2】

【6番】

共同正犯は、二人で共謀してやったと。幫助は手助けですね。多少説明がありましたが、よく分からなかったんです。

【司会者】

確かに共謀と言われるものにしろ、殺意と言われるものにしろ、密輸の認識と言われるものにせよ、法律学の上でいろいろ形づくられた技術的な面もありますので、普通我々が使っている日常生活の言葉とは隔たりがあるということもあるかもしれません。

今6番の方のお話は、裁判官が一応説明はしたんだけど、腑に落ちるようなところまで理解するのが大変だったというお話だと思うんですが、それぞれの裁判で問題となった点について、検察官、弁護人あるいは裁判官の主張なり説明を聞いて最終的には理解されたという方もいるかもしれません。そもそも問題点の意味がよく分からなかったとか、困ったなという経験や、理解するのはちょっと大変だったとか、何かその辺でお話を伺える方はいらっしゃいませんか。争点、問題点と言われるもの、あるいはその背景にある共謀だとか、殺意だとか、そういった言葉の理解にあたって、評議室の中で裁判官がサポートできていたかどうかとか、思い出されるようなことがあったら是非その点についても伺いたいと思います。

【1番】

裁判長から、評議の中で方向づけをしていただくことは、進行が早いし、分かりやすいしよかったなとは思っています。

【司会者】

今のお話は、おそらく一つの問題点を考える上で、例えば証人の証言について、この証人の証言を信用すればこういう事実になり、信用しなければこの事実はなかったことになるけれども皆様はこの証言の信用性についてどうお考えですかというように一つの結論を出しながら、裁判官が評議をする中で整理していたという御紹介だったと思います。

評議の進み方について、何か気づかれたこと、あるいは逆に困ったこと、よかったことはありますか。

【6番】

【機密性 2】

評議ですごくよかったのは、組長が拳銃で撃った件でしたが、量刑を考える上で、過去の殺人未遂の事例をもとに、今回はそれに比べて重いか軽いかを考えていくという感じで、そういう点は分かりやすかったです。説明やいろんな資料を見せていただいてすごくありがたかったです。

【司会者】

ありがとうございました。今の場面は、おそらく評議の結構最後の方で刑を決めていこうという中でグラフ等を見たところですか。

【6番】

グラフです。

【司会者】

グラフとかを皆様に見ていただいて、その中でどういうふうを考えていこうかというときの視点の提示みたいなことだったと思います。それは、主観的な話、共謀の有無や、殺意の有無とか、そういったことを通過した後の話ですね。

【6番】

そうです。

【司会者】

少し戻りますが、皆様が今回担当された裁判というのは、私は犯人ではないといった事案とは違い、例えば密輸事件だったら荷物を持ってきたんだけど、中身は分からなかったという人の心の中の問題、内面の問題を扱う事案であったと思います。殺意について、私は殺すつもりはなかったと容疑者は言っていますというニュースはあるわけですが、本当にどうなのか、ほかにも共謀と言われてもどういうことなのか、なかなかその認識の面を考えていく裁判というのは難しかったのではないかなと思います。

責任能力については脇に置き、心の中の状態を考えていかななくてはいけないという点で何か難しかったことや、皆様が考えていく上で御苦労になったことはないかお話をしていこうと思います。

【5番】

私の担当した事件は、まさに共謀が成立したかどうかというところが争点になったんです。実は、実行犯は既に判決が出ていまして、控訴中だったと思うんですけれど、1審の判決は出ていました。共犯である今回の被告人が、どこまで

【機密性 2】

実行犯との間で意思を通じ合ったかというのが争点になったんですが、実はいろんな段階がありまして、ある段階までは一緒にやろうと言って行っているわけですから問題なく成立するんです。金出せと暴行を加えたところもお互いにやっている。そこまではよかったです。さらに、その後首を絞めたりいろんなことをやっているんですが、その中で誰か一人が首を絞めて死に至らしめたというものですから、その流れの中のどこかでその死に対してまで意識を通じ合ったことがあったのかどうか、その点が非常に我々としても難しかったところなんです。検察官がどの時点でその成立を主張したのかどうかちょっと記憶がはっきりしないんですけども、ここで意思の疎通があったと見られるという主張があれば、そこを中心にもう少し話が進んだかと思うんですけど、その辺がちょっとよく分からなかったということです。

【司会者】

5番の方は、御自身の経験された審理の中身に照らしてそのような疑問を持たれたということですが、皆様それぞれ別の裁判だったので、何か御紹介いただけるような感想がありましたら、どなたからでも伺いたいと思います。あるいは、検察官や弁護士からこの事件についてどうでしたかという質問があれば随時入れていただいても構いません。

【2番】

先ほど責任能力に関しては除外されましたけれど、今回私の担当した事件においては責任能力ありという認定だったんです。もともと病院入院歴とか、それにケアワーカーがついたというようなことで、そこを弁護側は使って、責任能力がないということにしようとするのは、それはそれでやり方としては分かるんです。ただ、責任能力が認定されましたけれど、被告人は生活保護を受けたりとかで一銭も収入がなく、それで被害者が5人もいて、それに対する補償は一切できないという別の問題がありました。だから、被告人のやったこと、その事実がまず大事なんじゃないかなと思います。

【司会者】

ほかの観点からでも何かありますでしょうか。密輸事件などは、通訳人が入るということもあってなかなかそれだけで分かりにくいということもあったかもしれません。通訳の方が言っている日本語を、それが証拠なので、聞いていくし

【機密性 2】

かないんですけれども、何か考えていく上で困ったこととか、ちょっと分かりづらく説明が欲しいなどお感じになったことはないですか。

【8番】

被告人本人は否定しているわけですが、先ほど2番の方が言ったように、否定しようがしまいが実際税関で捕まっているわけで、実際に物もあるわけですから事実の部分として、確たる証拠として覚醒剤が存在している。ただ、本人がその覚醒剤云々ということについては全く関知していないということでしたので、その辺の部分を裁判の中で明らかにするという形だったんですけれども、感想として、弁護側は非常に大変だったと思うんです。証人がいるわけではありませんし、何か確たる心のうちの問題を証明するようなものも存在しているわけではありませんから。一方検察側は、いろいろ状況的な証拠として録音テープから、携帯のものですけども、そういったものでより具体的に立証しようという部分については非常に裁判員としても捉えやすい部分がありました。

先ほどお話ししたように、弁護側の弁護の仕方というか、論点というか、何を弁護側が立証しようとしているのか、一応箇条書きでもらっているものには書いてはあるんですが、例えば被告人質問にしても、通訳ということもあるのかもかもしれませんが、弁護側がここに書いている内容のことを立証しようとして行っているというふうには捉えにくかったです。実際に被告人に質問する内容を含めてちょっとピントが外れていたのかなと思います。

【司会者】

今のお話の中に、検察官は恐らく心の中の問題、主観的な問題を立証したいという場合、こういう事実、こういう状況があればそれぞれこういうふうには評価するあるいは評価することができる、そしてこういう事情が集まれば普通は認識があるというような構造を示すことが多いと思うんです。それに対し、弁護人が、例えばこういう事実があったという証言があつて、いや、そんな証言はうそだと言って事実がなかったというふうに主張する場合は分かりやすいと思いますが、検察官はそう言うけれども、こうも考えられるとして何か反論を示していく、そういった形になることも多かろうと思います。

今ピントがずれているところがあったというような御指摘があったと思いますが、それは弁護人の反論がうまく的を射ていないという御感想を持たれたの

【機密性 2】

かなとお聞きしましたが、いかがですか。

【8番】

そうです。

【司会者】

全体像としては全ての皆様の担当された裁判と同じようなものを示していただいたと思いますけど、ほかの方からはいかがですか。

【1番】

今説明されたことに関してなんですけれども、弁護人には立証する部分がないとすれば、実際弁護人の立場に立って考えると、本当に被告人の立場で解決していこうという場合、どう対応していかななくてはいけないと思われませんか。

【8番】

私自身知識がないので分からない部分ではありますけれども、少なくとも検察官の方は事実に対してそれに基づいて、心のうちですから、誰も分からない部分ですけども、ただ限りなくこういう形でいくと黒的な要素が高いですよという形で携帯電話の会話から全てやっていっていると思うんですが、弁護人の方は何もないんです。被告人が海外の方ですから証人もいないんです。ですから、ただ被告人は否定をしているわけです。日本が好きで、実際に日本の旅行代理店ではないんですが、そういう案内人の仕事もして日本にも何回も来ているんだ、日本を自分は好きなんだという形で主張しながら、自分はそういうふう日本を好きなのに、そんな薬物なんて、どうなるか分かっているのにこんなひどいものを持ってくることなんてあり得ないみたいなことを、それが本当であるかは別にして、被告人は言っているんです。

私が思うには、弁護人はもっと被告人と、被告人は外国人だったんですけれども逆に外国人だからこそ、より一層被告人が何を主張したいのか、何を被告人がその裁判の中で知らなかったんだと言おうとしているのかという部分をもうちょっと掘り下げて、被告人と話した上で弁護をすればもっと違うんじゃないかなという気はしたんです。弁護人からの質問のときにも、非常に弁護人が被告人の発言を抑える部分もありましたので、こちらの受取側からすると被告人と弁護士との間があまりうまくいってないというか、コミュニケーションがとれていない中で裁判が行われているんじゃないかという感じを受けました。

【機密性 2】

【司会者】

今のお話の中には、被告人の言い分はあるけれどもそれを裏づけるような証拠は非常に少ない場合、あるいは検察官の立証を見てなかなか防御していく手だてというのを見つけるのに苦労するというような問題提起がいろいろあったと思うんです。

何か今のようなお話を聞いていて、弁護人としての立場から、弁護士お二人のどちらからでも結構ですけど、感想あるいは御苦労されたことでも結構ですけど、何か御紹介いただけることなどありましたらお願いできませんか。

【川本弁護士】

弁護士の川本と申します。お話を伺っていて非常に耳が痛いというか、この事件の担当の弁護人がどうだったかということはひとまず置いておきますが、私の経験に引き直して考え合わせると、やはり被告人との信頼関係を保つということはなかなか実は難しい部分がたくさんあります。特に外国人の方との間となりますと、そもそも外国人の方には日本の司法に対する不安感、そういったものがあるように私には感じられています。

考えてみてください。留置場の中で、周りは自分の国とは全く違う人たち、恐らくは罪を犯したであろうと思われる人たち、その中に囲まれて日々警察や検察の尋問にさらされて、自分の言い分は、それはうそだと言ってとり合ってくれない。その中で、弁護人だけが頼りであるにもかかわらず、この人でいいんだろうかというのは、どんなに優秀な弁護人でも思われてしまうところだと思います。その中で、我々もいろいろと苦労しながら信頼を得つつ進めていこうと思うんですが、ただどうしても、今司会の金子裁判官がおっしゃったように、裏づけが少ないというような事実を、裏づけのないままに主張した場合に、それが裁判員の皆様にどう映るのだろうかというところは非常に悩ましいところはあるんです。そうすると、それを自由に裁判所の証言、被告人質問などで発言させてしまっただけではそれは裏づけがあるのですか、ないのですか、それでは受けられませんねというところをクローズアップするよりも、もう少し別のところできちんと、こちらが筋として言えそうなところを押していこうという判断をする場合もあるのかもしれません。実際私もそういう経験はあると思います。そうすると、今回8番の方の御指摘のような、かみ合わなかったように思われるというこ

【機密性 2】

とも、もしかしたら自分の経験の中にもあったのかもしれないなと思いつつ伺っていたところではあるんですが、少なくとも我々の仕事をきちんとするという上では、弁護人が何を伝えようとしているのか、そこがまず大前提として裁判員の皆様に伝わっていて、それに見合った証言が出てきたり、証拠が出てきたり、そういうことにやはり気を付けていかなければいけないなど。そのところは、やはり被告人とちゃんとシェアしておかないといけないなということも今お話を伺いながら思った次第でございます。

【司会者】

ありがとうございました。せっかく弁護士の方からもいろいろ日ごろの悩みなどをお話しいただいたんで、検察官から裁判員経験者の皆様に、この種の主観面が問題となるような事件について、何か伺っておきたいということはありませんか。

【泉川検察官】

それでは、内心の事実認定に限らないと思うんですが、私もふだん裁判員裁判を手がけている中で、大方どの事件もそうだったと思うんですが、書証といいまして、パワーポイントに映して、検察官が読み上げる形の証拠調べをやりまして、そして証人尋問、被告人質問と、こういう段階を踏んだと思うんです。あとは、裁判所の評議室の中で裁判員の方に評議していただくというところになると思うんですが、その評議の中で実際どういう証拠だったかというのを忘れてしまったりとか、ちょっと早口だったから把握し切れなかったとか、そういう意味の難しさとか、そういうのは結構あるものなのか、それとも、いや、こういうふうに戻るので、そういう問題はないのか、実はそういう観点に触れる機会が検察官側としてないもので、その辺について皆様のお話を伺えればと思います。

【司会者】

今の御質問についていかがですか。

【7番】

メールの事柄が主な証拠だったんですけれども、それを映し、めくりながら、メモをとり、映っている証拠がこのメモの中のどこに当たるのか、名前とか、証拠の何番というのを探るのが結構大変で、聞き取れなかったことというのは何回かありました。ある時こんな話があったというのはメモをとって帰るんです

【機密性 2】

けれども、評議の段階でよく分からなくなってしまっていて、話合いがちぐはぐになったことがありました。そこで、陪席裁判官の方から次の評議までに整理しましょうということになり、証拠別にこういうことがあったという一覧表を作っていただくということになって、それをもとに次の評議では話合いを行ったので、それは非常に分かりやすくなったなということがありました。

先ほどの心の中の問題について、私の参加した裁判では、検察の方は有罪だという主張をされて、それに対して弁護人が反証して、弁護人の反証も結構説得力がなくはないなというところが結構ありました。被告人は本当に知らなかったと言えるだろうか、そう言っているのか不安だったというのが一番苦労した点です。

【司会者】

ありがとうございます。今の最後の点は多分、皆様共通してお持ちの感想かもしれません。常識に従って判断し、間違いないと言えるかどうか、それが合理的な疑いがあるかどうか、最後検察官が立証責任を尽くしたと言えるかどうか、裁判官はそれについて説明すると思うんですが、実はそれは非常に難しい。人によっても到達できた自信の程度というのは多分違うんだろうと思うんです。絶対間違いないと思っている方もいらっしゃるだろうし、不安に思っている方もいらっしゃるだろうということは、皆様共通して持っておられるところだと思います。

先ほどの泉川検事の御質問について、今のお話は密輸事件を御担当になった方からですが、そのほかの方々から何か法廷での検察官の活動等がどう受けとめられたかについて御紹介いただけたらと思います。

【2番】

私が担当した事件の被告人が漫画とか、そういうものを描いていたので、最初に担当された検察官の方が自分の心情であるとか、そういうものを漫画にしてみたらどうだと言って、被告人が漫画をおよそ11枚描いたんです。それが証拠として出てきたんですけれど、それが出てきたことによって被告人の事件に至るちょっと手前あたりから事件の最中の被告人の主張というか思っていることが非常によく捉えやすかったです。かなり特殊な例だとは思いますが、何かそういうものがあったのは非常に面白かったと思います。

【機密性 2】

それとまた違う話なんですけど、バットを使って人を殴ったということで証拠品としてはバットが出てきたんですけど、このバットというのは一般的にそこらのスポーツ用品店で売っているような普通の物というので、それをちょっとどういうバットなのかなと思って調べようとしたら、裁判官から調べないでくださいと言われ、なぜいけないのかなとちょっと思った部分があります。

【司会者】

調べようとしたというの、バットの何を知らうとしたんですか。

【2番】

どういう材質であるとか、どういうものであるとか、要するに、例えば野球で使う、よく飛ぶバットということだったんですよ。軟式野球で非常によく飛ぶバットだと。どんなふうになっておるんだろうかというの、ちょっと調べたいと思いました。

【司会者】

分かりました。検察官からしていただいた質問を取っ掛かりにして話をさせていただいている途中ですけども、検察官や弁護人がいろいろ証拠を出され、皆様のお手元にある当時の冒頭陳述メモとか論告とか、弁護人の冒頭陳述、論告等、量もそれぞれいろいろだと思えますけれども、そういったものを持って評議室に戻ってきて、さあ皆様、これからが評議ですという感じになると思うんです。大体それはどの裁判官が進行していても、途中の段階は置いておいて、最終的な論告と弁論が終わったところで、評議室に戻ってきて振り返っていきましょうといった時、事件を思い出すのが大変だったなという印象なのか、それともそこは結構簡単に乗り越えていったのか、その辺がおそらく泉川検事の関心の一つでもあると思いますが、どうですか。

先ほど7番の方はメールの位置づけに関して裁判官の整理が必要だというふうに仰っていましたが、結構大変だったなという印象の方は手を挙げていただけますか。5番の方と6番の方は大変だったということですね。逆に1, 2, 3番の方々は、事件の性質、登場人物の多さ、事件のなじみとか、そういうのもあると思いますが、大変とまではいけないということでしょうか。

それでは、大変だった方は、振り返っていく時、具体的にはどんな感じでその大変さを乗り越えていかれましたか。それでは、5番の方から伺いたいと思いま

【機密性 2】

す。

【5番】

大体メモをとろうと思っていたんですが、それなりのゆとりがなかったというか、説明が速いんです。あれはどうだったかなというときは、評議室で裁判官から話を聞かせてもらって納得するという場面が多かったような気がします。

【司会者】

5番の方の事件というのは、いろんな人が登場人物として存在し、法廷で話した人もいれば、そうではなくて供述調書の読み上げをした方もいらっしやったという事件だったと伺っています。

【5番】

証人が少なく、供述調書の読み上げが多かったということです。量として多いかどうかといったら分からないんです。証人は情状証人と、そして本人くらいなものでしたから、それほど苦勞した覚えはないんですけれど、その事案の内容を説明する供述調書、検面調書といったものの読み上げや説明の時間がかなりありました。検察官の方は分かっておられるから速い。一方こちらの方は、なかなかそれを理解するのが難しかったということです。その場面では、話の流れは分かるんですが、帰ってきてしまうと抜けていることがあるんです。

【司会者】

6番の方は何か思い出されることがありますか。

【6番】

大変だったのは、被告人質問において検察官が質問して全部黙秘だったことです。事件の全体像を把握するのがちょっと難しかったのと、あと登場人物がすごく多かったです。

【司会者】

そうすると、今回6番の方が御担当になった事件は、黙秘もあつた暴力団が絡む事件で、共謀だとか、幫助だとか、いろいろ難しい問題があつたけれど、それを判断するための素材の理解がまずもって大変だったということですか。

【6番】

そうですね。難しかったというのは、登場人物の多さと、共同正犯か幫助か、あと黙秘だとかについてもありますが、事件の書証として、例えば新年会の領収

【機密性 2】

書だとか、防犯カメラにGPSを買っている姿が映っているという証拠について、それらを何に使っていくのかぴんとこないということがありました。

【司会者】

それは、法廷で最初の1日目のどこかでそういった証拠の書類が出てきますよね。それが一体何のために出てきたのかということですか。

【6番】

そうですね。

【司会者】

今評議の中でどういうふうに理解が進んでいったかというようなことについて幾つか5番、6番、7番の方から御紹介があったわけですが、評議というのは、法律の専門家の中では裁判官しかその場におりませんので、事案を振り返っていく時も含めてこういった主観面の問題を担当する側として、裁判員経験者の皆様に鬼頭裁判官が、裁判官として聞いておきたい、あるいはこんなことはどう思われるかという点について何かありますか。

【鬼頭裁判官】

争点に関して、そんなに理解に苦労されなかったという方もいらっしゃいましたし、ちょっとなかなか難しかったという方もいらっしゃったと思うんです。裁判官からの説明について、例えば一人だけが説明していたのか、あるいは二人が分担して説明していて、二人の説明でようやく分かったとか、分からないから質問したところ裁判官から説明があって分かったとか、その辺について伺いたいと思います。

【8番】

裁判長が基本的には中心になっていたことは事実です。評議の部分については、我々裁判員は、物事を進めていくという過程自体も初めての経験なので、分からないところもありますから、裁判官からこれについてはどうでしょうかという形の指針というか投げかけがあって、基本的にはそこから実際に評議をしていくという感じでした。

先ほどからお話のある法廷で分からなかった部分というのは、評議の段階において当然分かっている人もいるし、また捉え方もそれぞれ裁判員によって違ってくるので、その部分については逆にこの段階で解決したというか、覚えてい

【機密性 2】

る人が、例えばAさんはここは覚えているけど、Bさんはそこが欠落している、でもBさんはこっちのその後のことを覚えているという部分があって、それでその評議の段階であればどうだったんだっけという話になった時に、知っている方があればこうだったんじゃないという形の補助をし、それが行き詰まった段階では、裁判官の方があればこうでしたよという形で押さえてくれたので、非常に評議自体もやりやすく進行した記憶があります。

【司会者】

ほかにどなたか今のような風景を思い出していただいて、あそこがもうちょっとこうあればよかったなとか、あるいは誰が中心だったか、裁判長、右陪席、左陪席、誰がどんなふうにやっていたか思い出すようなことはありませんか。

【2番】

評議の時、裁判長が総合司会みたいな形でやっていたんですが、評議をしている我々がいろいろ話したりする時に、具体的に法的なちょっと細かいことや、よく分からないところや、運用のされ方であるとか、解釈の仕方であるとか、そういうところがあると、裁判長の右側の裁判官がそれをずっと説明してくれたりとか、左側の裁判官はそのほかのフォローに回ってくれるという形で、何か非常に評議自体はやりやすかったと思っています。

【司会者】

適宜役割分担をしていたようだったというお話ですね。

8番の方からの御指摘だと、裁判員同士でも、補充裁判員の方も含めてかもしれませんけれども、分からないことが出てきても全員が全ては分からないから補い、裁判官も入りながら一つのパズルを作るような感じになっていった、そんな風景だったのかなと思います。皆様評議のことを思い出してどうでしょうか。

【6番】

評議のとき、頭のいい方が二、三人いて、私はその話を聞いて、なるほどという感じでした。

【司会者】

そんな謙遜されなくていいと思うんですよ。なかなか全部分かった上で評議をするというのは難しいことだと思います。補いつつやるのはむしろ普通のこ

【機密性 2】

とだと思えます。

それでは、もしかしたら皆様は、実はこれからまた裁判員に選ばれるかもしれないんです。それぞれ経験されて5年間は辞退できるわけですが、また選ばれるかもしれません。これから裁判員を経験される、あるいは補充裁判員を経験される方は日本中にたくさんいらっしゃいますのでそういった方々に対し、何か言っておきたいこと、例えばこんなところに気を付けた方がいいよとか、こんなふうに思っていたらいいんじゃないかとか、そういう御感想や何かメッセージがあったら伺えたらと思えます。

その前に、検察官と弁護士さんから何か裁判員の皆様に最後にこれはひとつ聞いておきたいということはありませんか。

【川本弁護士】

大丈夫です。

【司会者】

それでは、裁判員としてあるいは補充裁判員として、後輩に当たる方々に、何か皆様の立場から伝えたいことを伺って閉会にしようと思えます。それでは8番の方からお願いいたします。

【8番】

やはり人が人を裁くという部分について言うと、我々自体は全く生きている世界が違うように思えます。ただ法的に裁判員制度というのができて、実際に選ばれ、実際に参加してみて、やっぱり最終的に刑期を決めるという部分のよりどころというか、もっと大義というか、このために我々は今裁判員裁判に参加するんだというのがあると、より参加しやすいかなと思えます。

私は退職した後だったので、仕事も緩和され、非常に時間的な余裕もあったということで参加しましたがけれども、そこにやはり何かそういったものがないとなかなか最終的な刑期を決める、刑罰を決める、それこそ白か黒か、例えば仮に死刑かどうかというところまでいってしまうと、これが何か次につながるんだという形の何か大義的なものがないと、なかなか受け切れない部分はあるのかなという感じはします。

受けてみての感想として、これからの裁判員の方々にメッセージとして送れるのは、やはりいい経験であると思えますし、その人によるかもしれませんが、

【機密性 2】

経験できるなら経験した方がいいんじゃないかなというふうな気はします。

【司会者】

ありがとうございます。それでは、7番の方お願いいたします。

【7番】

私も仕事がパートということで割と融通がききました。会社の方もいい経験になるから行ってらっしゃいと激励されて、2週間休んで行ってきまして、個人的には深く考える思考経験をしたということではいい経験になりました。

裁判員裁判が終わった後、同じような覚醒剤の事件であるとか、あるいは裁判員裁判のニュースであるとか、そういうものに非常に身近に興味を持って見ることができるようになったということは一国民として大事なことなのかなと思いますので、素人ですけれども、こういう裁判員裁判というのはい制度なのかなと個人的には思いました。是非無理のない範囲で受けていただければなと思います。

【司会者】

ありがとうございます。では、6番の方お願いいたします。

【6番】

私も40代なんですけど、あと同じ年数生きるとして、一生に1度できるかできないかの裁判員裁判に参加させていただいて、非常にありがたく思っています。

これから裁判員になる方へのメッセージについて、私が担当した裁判は、約2週間あり、会社を休むのに有給休暇を使ってすごく心苦しかったんですけども、会社の方みんなからは何かすごくうらやましがられました。自分も裁判員やりたいなとか、どうやったらできるのみたいに聞かれる等、非常に会社に行ったときにすごくうらやましがられたので、人ができない経験を自分がしたという感覚が、優越感というわけではないですけどもすごくありました。

これからの裁判員へのメッセージとしては、非常に私はい経験ができたので、最初暴力団の事案だったのでやりたくはなく、断ることができなくてやったという感じだったんですが、非常にいい経験になったので、是非裁判員に選ばれたらやるべきだと思います。一生に1回できるかどうかというところもあると思うので。

【機密性 2】

今裁判長が言われたように、また選ばれる可能性があるということなので、もしまた選ばれたら参加したいと思います。

【司会者】

ありがとうございます。では、5番の方お願いいたします。

【5番】

この中で私が最年長になりますか。70歳以上の人はそれだけで辞退できるというふうになっていたかと思imasので、私も最初そうしようと思っていました。なぜかという2時間なり3時間なり法廷で根を詰めて話を聞けるか、それだけの体力があるかどうかということは非常に心配だったんです。ですから、そんな心配する位だったらやめておいた方がいいだろうと思っていたんですが、結果的に受けることになりまして、やってみたらそういう苦労は全くなかったという感想です。

最初に申し上げましたけど、かなりゆとりを持って審理がされていたということで、そういう年齢の問題、体力の問題はあまり考えなくていいんじゃないかなというふうに思いましたし、それから知識というのは、最初から知識ある人を集めるわけじゃないですから、そういう法律知識がなくても別にいいというか、そういうことを心配する必要は全然ないと思います。

これから裁判員の候補に選ばれた方は、積極的に参加する方向で検討していただけたらいいなと思います。

【司会者】

ありがとうございます。それでは、3番の方お願いいたします。

【3番】

やっぱり裁判員に選ばれたということで、一生に1度の経験だと思いますので、最初はびっくりしたんですけど、今5番の方がおっしゃったように、日程自体は長かったんですが、休憩を挟んだり無理のない予定でできたので、これからされる方も心配する必要はないと思います。

また、最後の量刑を決めるときも、いろんな判例を見せていただき、その基準というか、そういうのを参考にみんなで決めたので、初めて経験のない人でも裁判官の方と色々な例を見ながら決められたというそういう点はよかったと思います。誰でも、もちろん経験がない人でも無理のない内容でできたと思います。

【機密性 2】

【司会者】

ありがとうございます。では、続いて2番の方お願いいたします。

【2番】

今回私が担当した事件は4週間とちょっと長かったんです。私の場合は自営だったので、何とか時間の方はやりくりできるんですが、やっぱり一般の勤め人の方になるとちょっとそこまで長丁場になると厳しいのかなと思う部分もありました。

実際参加してみて、とにかく自分がふだんいない世界であるし、また傍聴という形で裁判を見ることもできるとは思うんですけど、裁判員として見られる側の席に座るとというのが、語弊がありますが面白い体験をしたなと思っています。なかなかできることではないので、もし当たったのであれば、極力参加してみるといろんなものが見えていいんじゃないかなと思います。

【司会者】

では、最後ですけど、1番の方お願いいたします。

【1番】

最後になりましたけども、メッセージになるかどうか分かりませんが、選任された方はとにかく積極的に参加して、また積極的に自分の意見を述べていただいて、この裁判員裁判がもっと国民に身近なものになって定着していくように頑張っていたきたいと思います。

【司会者】

皆様に御協力いただき本日はどうもありがとうございました。去年裁判員裁判は10周年を迎えまして、今11年目になります。去年は千葉地裁で様々な広報活動も実施しました。

今、最後に1番の方も言われたところですけど、もっと身近な制度になればいいなというのは、我々法律、刑事裁判に携わる者はみな等しく思っているところだと思います。また、3番の方から、みんなで決めたことだからというお話があったと思いますが、別に裁判官が何か皆様に御説明して、それで決まるという話ではなくて、一緒に議論をして、意見交換をして決まっていく、チームで裁判をして判決に向かっていくという制度だと思います。そこに立証責任のある検察官がいて、受け手側の、防御側の弁護人がいて、そういう構造で成り立つ

【機密性 2】

ているものです。そして何より刑事裁判は起訴されてしまった被告人のためにある制度でありますので、これからも皆様と一緒にうまくこの制度を運用していくことができるよう努力したいなというように改めて思った次第です。

今日は長時間御協力ありがとうございました。かつ、いろいろ記憶を喚起していただくためには御苦勞もあつただろうと思います。これで閉会したいと思います。本日はどうもありがとうございました。

以上